

一般社団法人おにぎり協会 入会及び退会規程

2026 年第 2 次改訂・正式版

文書番号: REG-MEM-2026-R2

最終確認日: 2026 年 9 月 3 日

承認日: 2026 年 9 月 3 日

施行日: 2026 年 9 月 3 日

状態: 承認済み・施行済み・正式版

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人おにぎり協会（以下「本協会」という。）がその目的を達成するために設ける協会会員制度について、入会、登録、更新、区分・口数の変更、退会、資格の停止および取消しその他必要な事項を定める。

第 2 条（協会会員と定款上の社員の区別）

- 本規程にいう「会員」または「協会会員」は、本規程に基づいて本協会への参画を承認された法人、団体、地方公共団体、教育・研究機関その他の組織をいう。
- 企業正会員、企業賛助会員、団体正会員、団体賛助会員、自治体会員およびアカデミア会員は、いずれも一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および本協会定款にいう「社員」とは異なる。
- 「正会員」の名称、会員区分、会費額、口数、継続年数または協会会員資格のみをもって、定款上の社員資格、社員としての社員総会への出席権・議決権、役員選任権その他社員に固有の権利を取得しない。
- 定款上の社員となるには、定款第 5 条に定める別個の申込みおよび代表理事の承認を要する。社員の会費、退社、資格喪失、除名および議決権は、定款、法令および社員総会の決議による。
- 既に社員名簿に記載されている者の社員資格は、本規程の制定または協会会員区分の変更によって当然には変更されない。

第 3 条（協会会員の区分）

1. 協会会員の区分は、次のとおりとする。

区分	対象・位置づけ
企業正会員	本協会の目的に賛同し、継続的な情報交換および協会活動への参画を希望する企業
企業賛助会員	本協会の目的に賛同し、主として資金面から活動を支援する企業
団体正会員	本協会の目的に賛同し、継続的な情報交換および協会活動への参画を希望する法人・団体
団体賛助会員	本協会の目的に賛同し、主として資金面から活動を支援する法人・団体
自治体会員	本協会の目的に賛同する都道府県、市区町村その他これらに準ずる公的機関
アカデミア会員	本協会の目的に賛同する大学、研究機関、教育機関その他これらに準ずる組織

2. 個人サポーターは、おにぎり Japan その他本協会が別に設ける個人向け応援制度として取り扱い、社員総会が別に決定しない限り、本規程にいう協会会員には含めない。
3. 一の申込者に複数の区分が該当し得る場合は、申込者の法人格、活動目的および希望する関わり方を踏まえ、代表理事が適用区分を決定する。
4. 区分名称は、特定の役務、成果、取引機会、広報掲載、認定、推奨または共同事業の実施を保証するものではない。

第 4 条（入会資格）

入会申込者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1. 本協会の目的および活動方針に賛同すること。
2. 定款、本規程、会費規程、知的財産・ロゴ利用に関する規程その他本協会が定める規程を遵守すること。
3. 反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
4. 法令、公序良俗または本協会の信用を害する活動を行っていないこと。
5. 申込内容に虚偽、重要な欠落または誤解を生じさせる表示がないこと。

第 5 条（入会申込み）

1. 入会希望者は、本協会所定の申込書または電磁的方法により、名称、所在地、代表者、連絡担当者、請求先、希望区分、希望口数、入会希望日、活動概要その他本協会が求める事項を提出する。
2. 本協会は、審査に必要な範囲で、登記事項、団体概要、活動内容、反社会的勢力との関係その他の確認資料を求めることができる。
3. 申込書の提出だけでは、協会会員資格は発生しない。

第 6 条（審査および承認）

1. 協会会員の入会は、代表理事が審査し、承認または不承認を決定する。
2. 代表理事は、審査に必要があると認めるときは、理事、職員または外部専門家の意見を求めることができる。
3. 本協会は、審査結果、承認区分、口数、対象会員年度、会費、支払期限および適用条件を書面または電磁的方法で通知する。
4. 本協会は、法令上開示を要する場合を除き、不承認の理由を開示しないことができる。
5. 定款上の社員としての入社承認は、本条ではなく、定款第 5 条による。

第 7 条（入会の成立および会員資格の開始）

1. 協会会員としての入会は、代表理事の承認通知に記載した日に成立する。
2. 本協会は、会費の入金を確認するまで、会員資格表示、協会ロゴデータの交付、会員向け案内、おにぎりサミットの参加申込みその他会員資格に基づく取扱いを開始しないことができる。
3. 承認通知と請求書の内容が異なる場合は、本協会が書面または電磁的方法で訂正した内容による。

第 8 条（会員年度）

1. 会員年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
2. 年度途中に入会した場合も、その会員年度の終了日は 12 月 31 日とする。
3. 会費、年度途中入会、更新および支払の取扱いは、会費規程による。

第9条（協会会員への共通案内等）

1. 本協会は、予算、事業計画、開催条件その他の事情を踏まえ、協会会員に対し、活動報告、会員向け情報、交流または相談の機会、イベント案内その他の共通案内を行うことがある。
2. 前項は、すべての協会会員に同一の内容、回数、時間、方法または成果を保証するものではなく、特定の役務の提供を会費の対価として約するものではない。
3. 商品開発、調査、制作、監修、認定、商用ロゴ使用、広報運用、イベント実施その他の具体的業務は、別途の審査、見積、契約および費用による。

第10条（協会ロゴと認定表示等の区別）

1. 本協会が協会会員に交付するロゴデータは、一般社団法人おにぎり協会のロゴ（以下「協会ロゴ」という。）であり、商品、サービス、施設または活動に対する認定マークではない。
2. 協会会員は、本協会が別に定める利用条件に従い、自己が協会会員である事実を表示する目的に限って協会ロゴを使用できる。
3. 協会ロゴを商品、包装、広告、販促物、販売ページ、認証表示その他商用の表示に用いる場合、または本協会の認定、推奨、保証もしくは監修があると受け取られ得る方法で用いる場合は、事前の書面承認、別途契約および料金を要する。
4. 認定、監修およびこれらに付随する表示の使用は、会員資格とは別の制度とする。

第11条（おにぎりサミット®本会・ローカル等）

1. おにぎりサミット®本会への参加申込資格は、会費規程に定める会費額および納付状況の条件を満たす協会会員に付与する。
2. 前項の参加申込資格は、開催回ごとの募集要項に基づき参加を申し込むことができる資格であり、具体的な参加内容、出展、登壇、販売、協賛、参加人数、会場内の位置、広報露出、料金その他の条件は、開催回ごとの募集要項、申込書、承認書、契約書、見積書その他の個別書面により定める。
3. おにぎりサミット®ローカルは、おにぎりサミット®本会の参加申込資格を有する協会会員が、主として自治体等の主催する地域イベントに相互に参加し、連携する地域開催企画とする。主催・運営の主体は当該自治体等とし、本協会は、名称・ロゴの使用承認およびイベント実施支援を行う。参加方法、費用負担その他の具体条件は、案件ごとの募集要項、申込書、承認書、契約書、見積書その他の個別書面により定める。

第 12 条（禁止事項）

協会会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 本協会または第三者の信用、名誉、知的財産権、個人情報その他の権利を侵害する行為。
2. 会員資格、協会ロゴまたは本協会との関係を用いて、商品・サービス等が本協会から認定、推奨、保証または監修を受けていると誤認させる行為。
3. 会員資格、協会ロゴ、会員向け情報その他の権利または情報を第三者へ譲渡、貸与、再許諾または不正に提供する行為。
4. 法令、公序良俗、定款、本規程その他本協会の規程に違反する行為。
5. 反社会的勢力への利益供与その他これに準ずる行為。
6. その他、本協会が協会会員として著しく不適切と判断する行為。

第 13 条（登録事項の変更）

協会会員は、名称、所在地、代表者、連絡担当者、請求先その他の登録事項に変更があった場合、速やかに本協会所定の方法で届け出なければならない。

第 14 条（区分および口数の変更）

1. 翌会員年度から区分または口数の変更を希望する協会会員は、原則として前年 11 月 30 日までに本協会所定の方法で申し出る。
2. 年度途中の区分変更または口数増加は、代表理事の承認を得た場合に限り行うことができる。追加会費は会費規程による。
3. 年度途中の口数減少または下位区分への変更は、原則として翌会員年度から適用し、既納会費は返還しない。

第 15 条（更新）

1. 協会会員資格は、次条に定める非更新の申出がない限り、翌会員年度へ自動的に更新する。
2. 本協会は、翌会員年度の会費、主要条件および変更事項を、原則として前年 10 月 31 日までに協会会員へ案内する。
3. 法令改正、税務上の取扱いの変更、災害その他やむを得ない事情がある場合、本協会は、前項の期限後に変更を案内できる。この場合は、協会会員の予見可能性に配慮し、必要な経過措置を講ずる。

第 16 条（非更新および退会）

1. 翌会員年度への更新を希望しない協会会員は、前年 11 月 30 日までに本協会所定の方法で申し出なければならない。
2. 前項の期限後の非更新申出は、原則として翌々会員年度から効力を生ずる。ただし、本協会の請求、予算、事業運営その他に重大な支障がなく、かつ合理的な事情があると代表理事が認めた場合は、翌会員年度からの非更新として例外的に受理できる。この場合、理由、承認日および適用年度を例外運用台帳に記録する。
3. 協会会員は、年度途中でも、退会希望日の 30 日前までに退会届を提出することにより退会できる。ただし、その年度の会費および既に発生した債務の支払義務は消滅せず、既納会費は返還しない。
4. 退会日は、本協会が退会届を受理した日から 30 日を経過した日または退会届に記載された退会希望日のいずれか遅い日とする。ただし、本協会が別に承認した場合はこの限りでない。
5. 退会后、協会会員は、会員資格表示および協会ロゴの使用を速やかに終了し、Web サイト、印刷物その他から合理的な期間内に削除しなければならない。ただし、別途有効な契約に基づく使用は、その契約による。

第 17 条（資格の停止）

1. 会費その他の債務が支払期限までに履行されないとき、または本規程その他本協会の規程に違反するおそれがあるときは、代表理事は、協会会員資格の全部または一部を一時停止できる。
2. 本協会は、緊急の場合を除き、停止の理由および是正期限を対象会員に通知する。
3. 資格停止中は、会員資格表示、協会ロゴの使用、会員向け取扱い、おにぎりサミットへの参加申込みその他の利用を停止できる。

第 18 条（資格の取消し）

代表理事は、協会会員が次の各号のいずれかに該当するとき、弁明の機会を付与したうえで、協会会員資格を取り消すことができる。ただし、所在不明、緊急性その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

1. 申込内容に重大な虚偽があったとき。
2. 会費その他の債務について、相当期間を定めて催告しても履行しないとき。
3. 本規程その他本協会の規程に重大に違反し、または是正要請に従わないとき。
4. 本協会の信用を著しく害し、または本協会の目的に反する行為をしたとき。

5. 反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力との関係が判明したとき。

6. 解散、事業廃止その他協会会員としての活動継続が困難となったとき。

資格取消し後も、既に発生した会費その他の債務は消滅せず、既納会費は返還しない。

第 19 条（再入会）

退会または資格取消し後に再入会を希望する者は、新規入会と同じ手続および審査を受けなければならない。本協会は、未払債務の履行その他合理的な条件を付すことができる。

第 20 条（個人情報等の取扱い）

本協会は、入会申込みおよび会員管理に伴い取得した情報を、審査、連絡、請求、会員管理、活動案内、規程上の対応および法令上必要な対応のために利用し、本協会の個人情報保護方針および関係法令に従って管理する。

第 21 条（運用細則）

代表理事は、本規程に反しない範囲で、申込書、変更届、退会届、審査記録、通知様式、会員名簿、例外運用台帳その他日常運用に必要な様式および手続を定めることができる。

第 22 条（改廃）

本規程の制定および重要な改廃は、社員総会の決議による。文言整理、様式変更その他協会会員の権利義務に実質的な影響を与えない軽微な変更は、代表理事が行い、次の社員総会へ報告する。

附則

1. 本規程は、2026 年 9 月 3 日から施行する。
2. 2026 年 8 月 25 日施行の REG-MEM-2026-R1 は、本規程施行日の前日をもって新規の入会関係への適用を終了し、改訂前正本として保存する。
3. 本規程施行日前に成立した協会会員関係は、現在の会員年度が終了するまで、支払済み会費、個別の会員期間、請求時期、分割払いその他の書面合意を尊重し、社員総会で承認した経過措置または対象会員との個別合意に従って本規程へ移行する。
4. 本規程施行日以後の新規入会および 2027 年 1 月 1 日以後の更新から本規程を適用することを原則とし、一般条件と異なる取扱いは例外運用台帳へ記録する。

変更履歴

版	承認日	施行日	決議機関	主な変更
2026 年改訂版	2026 年 8 月 25 日	2026 年 8 月 25 日	社員総会 なし決議	全 6 区分を定款上の社員・議決権のない協会会員として明確化し、暦年、自動更新、協会ロゴおよびおにぎりサミット条件を整合
2026 年第 2 次改訂	2026 年 9 月 3 日	2026 年 9 月 3 日	社員総会 なし決議 (RES-2026-002)	参加資格を参加申込資格へ整理。おにぎりサミット®本会およびローカル等の具体条件を、開催回または案件ごとの個別書面で定める体系へ整理